名護市中小企業・小規模企業振興ビジョン

<概要版>



平成27年3月名 護市

◆ 計画策定の背景と目的

1. 計画策定の背景

経済のグローバル化、少子超高齢社会の到来、情報技術の発達、価値観の多様化、就業構造や産業構造の変化等、私たちを取り巻く社会情勢はかつて経験したことがない大きな転換期を迎えており、中小企業・小規模企業を取り巻く経済的社会的環境は大きく変化している。

このような状況の中、国内の企業の約 99%が中小企業・小規模企業であることから、国においても中小企業・小規模企業の活性化が経済全体に大きな影響を及ぼすと考えており、中小企業政策に力点を置いて取り組んでいるところである。

1963年に成立した中小企業基本法に基づく中小企業政策の理念は「大企業との格差是正」となっていた。しかし、1999年の改正後、"中小企業を弱者と捉えるのではなく、中小企業が持つさまざまな特長を生かしていてう"という考え方が主流となり、やる気と能力のある中小企業・小規模企業に対し、積極的に支援を行うことへと方向転換が行われている。さらに近年は、「人口減少・高齢化」、「国際化、就業構造の変化」、「情報化」、「地域資源の活用」への対応が、中小企業・小規模企業が直面する課題として捉えられ、これらを克服するための各種支援策(施策)が講じられている。

2. 計画策定の目的

平成25年12月25日に地域経済の再生と雇用の創出を目的に中小企業・小規模企業の振興に関する「名護市中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定した。この中では、中小企業・小規模企業の活性化と振興に関する基本的な考え方を定め、中小企業・小規模企業の振興や支援に関する基本理念・基本的事項や名護市の責務と事業者の役割、施策の基本方針を明確にしている。

この条例に基づき、名護市における中小企業・小規模企業の基礎的データの収集による分析、地域の中小企業者・小規模企業者、関係団体との連携及び意見反映等により、中小企業・小規模企業の振興の基本となる「名護市中小企業・小規模企業振興ビジョン」の策定を行うことを目的とする。

3. 計画期間

平成27年度から平成31年度までの概ね5年間の計画とする。

◆ 中小企業・小規模企業の振興の基本理念

1. 基本理念

豊かな自然環境のもと、人と地域資源を生かした ものづくり・ひとづくり・まちづくり

~ 住んでよし、営んでよし、訪れてよし ~

名護市の豊かな自然環境との調和のもと、人材と地域資源の活用による雇用創出を図ることで、地域経済の好循環と所得向上を目指す。

本市がこれからも北部の中核として成長していくために、本市で事業活動を行っている中小企業・小規模企業の意欲的で創造的な活動を支える基盤づくりを進めることで、地域経済の持続可能な活性化に取り組む。

これらにより、中小企業・小規模企業、行政、市民、関係者等が中小企業・小規模企業の役割を認識し、協働の下に中小企業・小規模企業の振興を図るとともに、未来に向かっていきいきと躍動する住みよい豊かな地域社会の実現を目指す。

2. 基本目標

1) 地域の資源を生かす

自然資源や歴史・文化資源等、本市の地域資源を生かした農林水産業、製造業、観光業の魅力向上を図るとともに、本市に潜在している活用可能な地域資源の発掘及び活用による本市の特性を生かした高付加価値の製品・商品開発への支援を行う。市内で生産された農林水産物や製品・商品の学校給食や飲食店等での利用促進、市民への名護市産の利用推奨等により、市内事業者の育成を図る。

また、海や山、河川等の豊かな自然環境や文化財等の歴史・文化資源を生かした新たな観光メニューの開発に取り組む等、滞在型・体験型観光の振興に向けた取り組みを進める。

2) つながりをつくる

産学官連携による研究開発、本市の豊かな農林水産資源を生かした農商工連携による付加価値の高い新商品開発やサービスの提供を行う。また、同業種・異業種の事業所間の連携による互いの強みを生かした戦略的な事業展開を促す。

また、北部広域市町村、市街地と郊外、都市と農村、地域と市場など様々なネットワークの構築を図ることで、交流人口の拡大による新たな市場の確保、販路拡大、既存産業の活性化及び新たなビジネスチャンスの獲得による地域産業の活性化を図る。

<mark>3)</mark>人や組織を育てる

一中小企業・小規模企業にとって最も重要な経営資源は人材であることから、各事業所におけるスキルアップ研修をはじめとした人材育成に対する支援を行うことで、持続可能な事業活動を促す。

また、児童生徒の働くことの喜びと就業意識の向上を図るキャリア教育の推進を図るとともに、インターンシップ制度の充実等により、企業が求める即戦力となる人材の育成に努める。

経済金融活性化特区制度の活用促進等による企業誘致や新規参入企業の誘致、インキュベーション施設をは じめとした各種制度の活用促進による新規起業者への支援を行うことで、新たな雇用の創出を図る。

また、経営体質の改善・強化を図るため、経営指導の充実や事業計画作成の支援、品質管理マネージメントの概念の普及等、必要に応じた支援を行う。

4) 活力の基盤を築く

中小企業・小規模企業が稼げる事業活動への転換が行えるよう、市場ニーズの把握による本市の特性を生かした付加価値の高い製品や商品の開発等への支援を行う。また、運転資金等の調達に悩みを抱える中小企業・小規模企業が多くみられることから、国・県等の資金融資制度等の活用や従業者が働きやすい就業環境の整備を図ることで、よりよい人材の確保を促す。

加えて、既存店舗の改修支援や空き店舗等の活用による商業の活性化による魅力あるまちづくりを進める。

<mark>5)</mark>情報発信の体制・仕組みを整える

一中小企業・小規模企業等の支援情報を各団体(行政・商工会等)で共有し、企業の各種制度活用の円滑化 を図る。

また、名護市で事業活動を行っている事業所に関する情報の効果的な発信を行うとともに、地域観光情報や特産品等の本市の地域経済の活性化に資する情報発信の体制・仕組みを整える。

加えて、市内事業所や県内外の中小企業・小規模企業の活性化に向け取り組み事例等の情報収集や情報提供 を行う。

3. 地区別の方針

<mark>1)</mark>名護湾地区(名護・屋部)

名護湾地区は中小企業・小規模企業をはじめ、商業や歴史・文化、教育、名護湾の自然景観など、多様な資源が集積する名護市の中心地であるとともに、市街地と郊外、沖縄県北部域と中南部域を結ぶ交通の要衝として集客や物流の拠点となっている。

名護の玄関口として、交通の要衝としての地区の特性を活かし、地域の中小企業・小規模企業や地域資源、 特産品などのPRを積極的に行う。それら資源を融合させ、観光や商業機能の活性化とともに交流人口を増や し、中心市街地の再興を図る。

また、県内有数の漁業や農林業、製造業等の展開も見られ、産業間の相互連携を強化し、異業種の技術を組み合わせることにより、更なる技術の向上や新たな名護ブランドの開発、付加価値の創出に取り組む。

3) 羽地内海地区(羽地・屋我地)

羽地内海地区は、羽地内海に面した旧羽地村、旧屋我地村からなる地区であり、羽地地域では、県内でも有数の流域面積を持つ源河川や羽地大川などの河川や多野岳、嵐山をはじめとした山地を有しており、多彩で豊かな森林・水環境を有する地区となっている。これら自然資源が基盤となり、近世から米どころとして知られ、ハネジターブックヮ(羽地田袋)などの美田が広がっていた地区である。屋我地地域では県の農業政策の初期段階で土地改良事業が実施され、また沿岸の干潟を利用した製塩を行うなど、古くから農漁業、製造業が

営まれてきた。毎年行われる豊年祭などの伝統行事や文化財は地域の誇りとして継承されており、青年会等を 中心とした地域活動も盛んである。

本地区は市内でも豊かな農地を有し、農業が盛んな地区であることから、稼げる農業への展開を進めるとともに、食品加工業が多いという地域特性を生かした6次産業化や特産品開発の促進等、農業の多面性を生かした6次産業の振興を図る。

また、羽地ダムの活用、直売所「羽地の駅」を中心とした農産物や特産品の販路拡大、農家民泊の促進、青年会活動など、地域資源を最大限に生かしながら、同業者・異業種連携など多様な主体を連携した取り組みを進めることで地域活性化に繋げる。

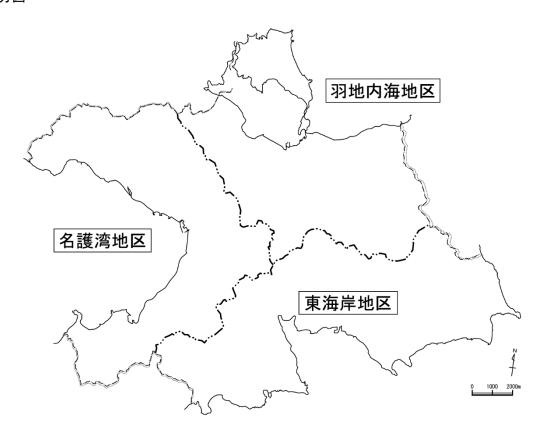
3) 東海岸地区(久辺・二見以北)

東海岸地区は、沖縄特有の美しい海岸線やダイナミックな褶曲、マングローブ林、豊かなやんばるの森、神々しく輝く朝日など、豊かな自然景観を有する地区となっている。これらの豊かな自然資源を背景に、各区においては特色ある伝統行事や多様な文化財などの歴史・文化資源が継承されている他、ウコンやカボチャ、養豚等の農畜産物の生産が盛んな地域である。

本地区においては、地域交流拠点である『わんさか大浦パーク』を核に、地域で生産された農産物等の販売を行うとともに、地区内に立地しているリゾートホテルである"カヌチャ・リゾート"との連携を図りながら、豊かな自然資源や特色ある歴史・文化資源を生かした観光振興を図る地区を目指す。

また、これまで豊原地区で展開されている『金融・IT国際みらい都市』においては、実体経済の基盤となる 産業とそれを支える金融・情報産業によって、名護市のみならず沖縄における経済金融の活性化を図るととも に、新規雇用の創出を図る。

図一地区区分図

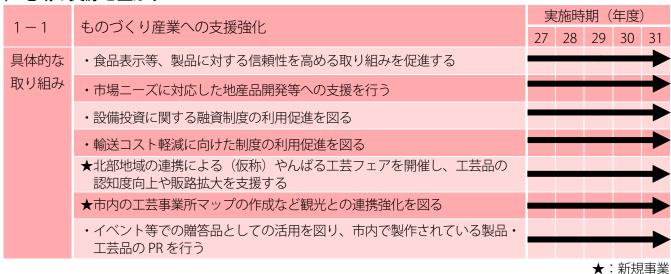


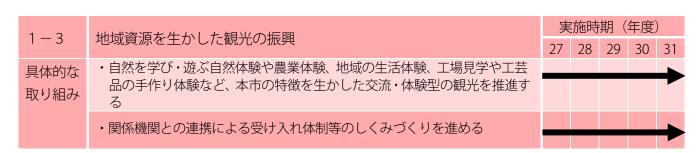
◆ 名護市中小企業・小規模企業振興に向けた具体施策

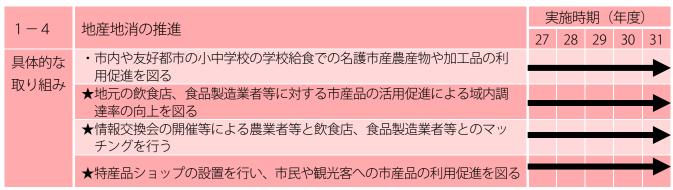
1. 施策の展開

ここでは、基本目標で設定した「取り組み内容(施策)」について、それぞれの具体的な取り組みや実施時期 は以下のようになる。

1)地域の資源を生かす







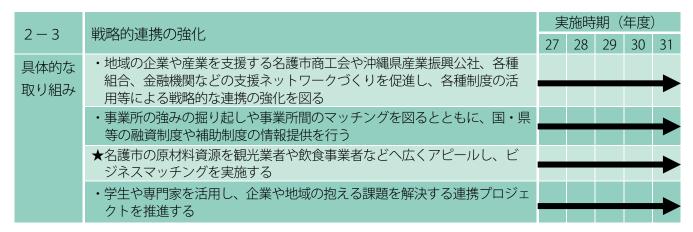
1 – 5	名護ブランドの創設	実施時期(年度)						
1-5	石造ノフノトの別政	27	28	29	30	31		
具体的な	★名護市産品の知名度向上や製品に対する信頼性を高めるため、名護ブランドの創設に取り組む					→		
取り組み	★安全・安心な名護市産の農畜産物等の認知度向上を図るため、名護ブランドの創設に取り組む					-		
	★名護ブランド化による販路確保及び拡大に取り組む		•			→		

2) つながりをつくる

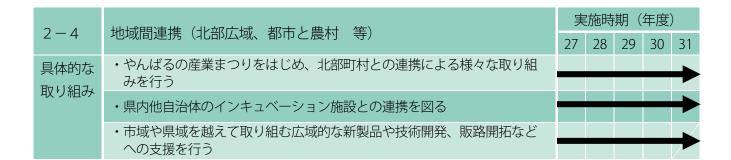
2-1	 多様な主体の連携(農商工連携、産学官連携 等)	実施時期(年度)							
2-1	夕惊は土体の建捞(辰尚工建捞、准子日建捞、守)	27	28	29	30	31			
具体的な	・名桜大学や沖縄工業高等専門学校、農業大学校、公的研究機関と中小企業								
取り組み	との連携による技術開発や新たな製品や商品などの開発を促進する								
	・農・商・工の枠を超えたマッチングを図るため、情報交換会など交流機会								
	を創出する								
	・名護市の農林水産物等や互いの技術を活かした新事業分野の研究・開発を								
	支援する								

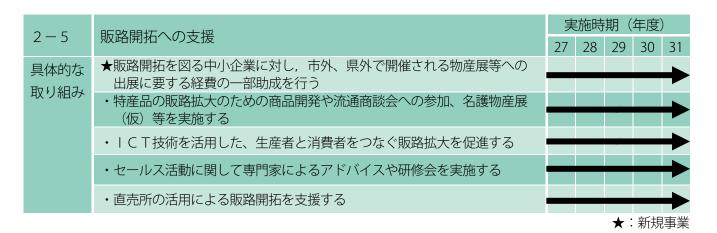
2-2	六次機会や拠上の江田による事権投入	実施時期(年度)								
2-2	交流機会や拠点の活用による連携強化	27	28	29	30	31				
具体的な	・同業種、異業種間交流の機会の充実と組織づくりを支援する					→				
取り組み	・専門家を招いての研修会やイベントを開催する					-				
	・異なる分野の連携による地域資源を活用した新事業活動を支援する					→				
	★市民と生産者・事業者等との交流機会の場の提供を行い、市産品に対する 理解及び利用促進を図る					-				

★:新規事業



★:新規事業



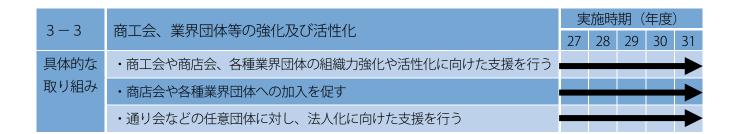


	2-6	観光振興による交流人口の拡大	実施時期(年度)								
		観兀振興による父流入口の加入	27	28	29	30	31				
	具体的な取り組み	・観光振興による交流人口の拡大による観光消費額の増加を促す					→				
	以り祖の	・交流人口の拡大による外商拡大等を図り、販路拡大につなげる					-				

3) 人や組織を育てる

3 – 1		キャリア教育・職業教育の推進	実施時期(年度						
	3 – 1	イヤリノ教育・職業教育の推進	27	28	29	30	31		
-	具体的な	・児童生徒の地域への愛着を深め、児童生徒及び事業所がともに有益となる							
]	取り組み	キャリア教育を推進する							
		・名護市の中小企業・小規模企業の魅力発見につながる、高校生、大学生等							
		を対象としたインターンシップを実施する							
		・企業ニーズに適合した人材として育成可能な各種講座の充実を図る							

2 0	なま光ビルントスフトルフェーケエはの土壌	実	施時	期(年度))
3 – 2	各事業所におけるスキルアップ研修の支援	27	28	29	30	31
具体的な	・営業、マーケティング講座、勤続年数に応じたスキルアップ研修など各					_
取り組み	種講座を開催する					
以り心	・国、県、業界団体等が実施する人材育成、各種研修講座等への参加を支					
	援する					
	・事業所が独自に行う社内研修への講師派遣を行う					-
	サ ス /バルがエロVCT」ノバエドが川ド WJ時即/爪尾で1」ノ					



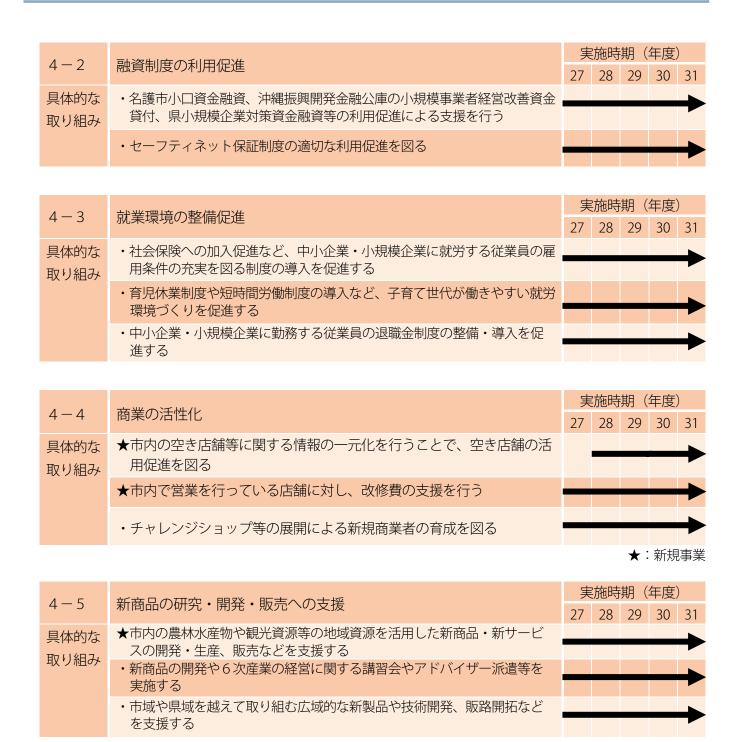
2 4	新規就農者の育成	実施時期(年度)								
3 – 4	机税税長有の月収	27	28	29	30	31				
具体的な取り組み	・名護市農業士会との連携による新規就農者等への営農支援制度の普及・活用を促す					-				
以り祖の	・新規就農者等への農地等の確保に向けた支援を行う					-				

3 — 5	新規起業・新規事業参入の支援、企業誘致等の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	実	年度))		
3-3 相別起来・相別事業令人の又扱、正未誘致寺の相	制成起来・利税争未多人の又抜、正未誘致寺の推進	27	28	29	30	31
具体的な	・経済金融活性化特区制度の活用促進による新規参入企業の誘致を行う					→
取り組み	・インキュベーションマネージャー及びインキュベート施設の活用促進に よる新規起業を支援する					→
	★起業及び新事業の展開を促進し、ビジネスプランの実現をサポートする 企画提案コンテストを実施する					→
					☆८+ □	1 — VIII

2 6	企業の経営体質の強化	実	年度))		
3 – 6	正美の経営体員の強化	27	28	29	30	31
具体的な取り組み	・経営診断や経営指導を行うとともに、中小企業・小規模企業の事業計画 作成の促進及び支援を行う					→
以り組み	・トライアル雇用制度、沖縄若年者雇用促進奨励金をはじめ、事業主向け の雇用に関する助成金制度の活用を促進する					-
	・中小企業・小規模企業の経営の悩みを気軽に相談できる窓口機能の充実 を図る					→
	・業績の悪化した中小企業・小規模企業の経営改善や企業再生への支援策の利用促進を図る					-
	・品質管理マネージメントの概念及びその重要性について普及を図る					-

4)活力の基盤を築く

4 — 1	・1 稼げる産業の推進	実施時期(年度)								
4 — 1	個の個性表現性性	27	28	29	30	31				
具体的な取り組み	・経営基盤の強化のため農家の経営法人化に向けた支援を行うとともに、営農計画の作成や認定農業者制度の活用促進による農業経営基盤の強化を 図る					→				
	・直売所等を中心とした農産物等の新たな販路開拓による農業収入の安定化 を支援する					→				
	・本市の特性を生かした高付加価値の製品・商品・サービスの開発・販売 に向けた支援を行う					→				



5) 情報発信の体制・仕組みを整える

Г 1	中小企業・小規模企業等の支援情報の一元化	実施時期(年度)							
	5 – 1	中小正未・小規模正未寺の文抜旧報の一元化	27	28	29	30	31		
	具体的な	・国・県等の制度や支援策を収集・整理し、活用を促進する					→		
	取り組み	・インキュベーションマネージャー及びインキュベート施設の活用を促す					→		
		・国や公的機関の施策情報や相談窓口等をわかりやすく提供するサイト 「ミラサポ」等の活用を促す					→		

5-2	市内事業者に関する効果的な情報発信	実	施時	年度)		
3-2	川内争未有に関する別未別な旧報光信	27	28	29	30	31
具体的な	・名護市「市民のひろば」、HP等で、活躍している市内事業所等の情報を発信する					-
取り組み	・メディアやWEBサイト、口コミ、イベントなどあらゆるツールや機会を 活用した情報発信を行う					-
	★企業PRのパンフレット等の作成など、プロモーション活動へのアドバイスや支援を行う					→

5 —	2	特産品に関する情報発信	実施時期(年度)						
3 —	5 – 3		27	28	29	30	31		
	具体的な取り組み	・物産・特産品や物産展等のイベント紹介の充実を図る					-		
取り		・交流事業等を活用した友好都市への物産・特産品に関する情報発信を行う					-		
		・農産物や特産品を扱う「道の駅」許田やんばる物産センターやわんさか大 浦パーク、羽地の駅等のPRの充実を図る					-		
		・メディアやWEBサイト、口コミ、イベントなどあらゆるツールや機会を 活用した情報発信を行う					-		
		・特産品等の価値や魅力が伝わるよう、表現内容や伝え方など宣伝に関 する相談支援を実施する					-		

	5 – 4 ±	地域観光情報の発信	実施時期(年度)						
5 — 4	5 – 4		27	28	29	30	31		
	具体的な	・地域資源の掘り起こしと、ニーズに応じた観光情報を収集し発信する					→		
	取り組み	・メディアやWEBサイト、雑誌、イベントなどあらゆるツールや機会を 活用した観光情報を発信する					→		
		・地域への愛着やおもてなしの心を育むため、名護市の魅力や地域資源等 を市民に発信する					→		

5 – 5	各種事例の紹介	実施時期(年度)						
3 – 3		27	28	29	30	31		
具体的な取り組み	★市広報誌「市民のひろば」等で、市内の中小企業・小規模企業の成功事 例や優れた取り組み等の紹介を行う					→		
	★中小企業・小規模企業の活性化に向けた県内外の成功例や失敗例に関する情報収集、整理、発信を行う。					-		

★:新規事業

2. 重点施策

中小企業・小規模企業の振興の基本理念と基本目標の実現に向け、重要性、緊急性が高く、中小企業・小規模企業のニーズに対応した施策を重点施策として位置づけ、早期かつ強力に取り組む。

【重点施策】

- 1) 地産地消の推進に関わる施策
- 2) 地域資源を生かした産業振興に関わる施策
- 3) 中小企業・小規模企業を支える人材育成に関わる施策

名護市中小企業 · 小規模企業支援計画施策体系図 経営支援 の充実・ 政策を総合 基本的施策 振興ビジョン目標 施策 個別事業 徹底 的に推進し、 中小企業の声を生かす ※平成27年度実施予定 ①経営の革新及び 中小企業 ①ものづくり産業への支援強化 ◎自然の力を生かし創るエコな自立型産業の 地域や社会 第 に貢献する体制の整備 創業の促進を図る ②活用可能な資源の開発及び発掘 地域の資源を 憲章 施 施 策 地域資源活用 4 ③地域資源を生かした観光の振興 生かす 事業 次名護市総合計画(後期基本計 ④地産地消の推進 中小企業 ⑤名護ブランドの創設と活用 海外展開 向け金融 林業・漁業の振興施策雇用創出と就労支援の充実 の支援 の円滑化 公正な市 ②経営基盤の強化 場環境の を図る 整備 ①多様な主体の連携(農商工連携・産学 官連携等) ②交流機会や拠点の活用による連携強化 販路拡大 つながりをつくる ③資金調達の円滑 ③戦略的連携の強化 事業 起業・新事業展開のしやすい環境 ④地域間連携(北部広域、都市と農村等) 化を図る の整備 ⑤販路開拓への支援 名護市 ⑥観光振興による交流人口の拡大 画 2014 中小企業・ 工業の振興の振興 ④人材の確保と 小規模 育成を図る 2018 ①キャリア教育・職業教育の推進 新規創業 ②各事業所におけるスキルアップ研修の 企業振興 支援 雇用事業 人や組織を育てる 基本条例 ③商工会、業界団体等の強化及び活性化 ⑤商店街の振興を ④新規就農者の育成 若年者継続 図る ⑤新規起業・新規事業参入の支援、企業 誘致等の支援 雇用事業 ⑥企業の経営体質の強化 農業の振興 ⑥観光サービスの 発展を図る ①稼げる産業の推進 ②融資制度の利用促進 活力の基盤を築く 再生チャレン ③就業環境の整備促進 人材の育成・確保の支援 創業の 経営革新 ジ事業 4)商業の活性化 の促進 促進 ⑤新商品の研究・開発・販売支援 ⑦地域資源の利活 用による産業の発展 沖縄県 及び創出を図る 中小企業 ①中小企業・小規模企業等の支援情報の 経営 の振興に 環境変化 基盤の 関する条 への適応 ②市内事業者に関する効果的な情報発信 強化 の円滑化 ⑧中小企業者:小規 ③特産品に関する情報発信 情報発信の体制・ 模企業者と農業、漁 ④地域観光情報の発信

12

業その他の産業との

連携促進を図る

資金調達の

円滑化

仕組みを整える

⑤各種事例の紹介

3. 振興ビジョンの推進に向けて

本ビジョンを確実に実行し、より効果のある内容とするため、計画の推進体制を以下のように位置付ける。

1) 名護市中小企業・小規模企業振興ビジョン策定振興懇話会の開催

学識者、有識者、市内の関係機関で構成する「名護市中小企業・小規模企業振興ビジョン策定振興懇話会」を開催し、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、施策の見直し(Act)の PDCA サイクルに基づく進捗管理を行う。

<mark>2)</mark>名護市中小企業・小規模企業振興地域部会の開催

一引き続き、3地区に設置した「名護市中小企業・小規模企業振興地域部会」を継続開催し、市内業者のネットワークづくりへの支援を行うともに、本ビジョンに位置付けた施策に基づく事業内容や名護市の産業振興に関する意見交換を行う場とすることで、本ビジョンの推進を図る。

3)関係機関との連携

本ビジョンに基づいた施策の推進を行う目的は、名護市の中小企業・小規模企業の活性化である。そのためには、地域の産業支援団体である名護市商工会をはじめ、各業界団体等との役割分担を図りながら、連携を強化し、ビジョン実現に向けて取り組む。

4)計画の見直し

本ビジョンは5年を目途に見直しを行うものとする。

〇名護市中小企業・小規模企業振興基本条例

平成 25 年 12 月 25 日 条例第 28 号

「あけみおのまち」名護市は、名護湾、羽地内海、大浦湾の三方に開かれた海と緑深い山々に抱かれた山紫水明の 北部の中心都市であり、豊かなやんばるの自然環境を基盤にして、先人たちのたゆまぬ努力と、地域振興への情熱に よって産業を興し、発展の歴史を刻んできました。

市が、これからも北部の中核として成長していくためには、地域経済の持続可能な活性化に向けて、意欲的で創造的な活動を支える基盤づくりに取り組む必要があります。

市の事業所の大多数を占める中小企業・小規模企業は、人材と地域資源の活用により雇用を創出するとともに、地域の経済活動を牽引し、社会に貢献する存在として名護市の発展に大きく寄与してきており、これからも地域経済の好循環と所得向上に向けた役割を担うことが期待されています。

中小企業・小規模企業、行政、市民、関係者等が中小企業・小規模企業の役割を認識し、協働の下に中小企業・小規模企業の振興を図ることによって、未来に向っていきいきと躍動する住みよい地域社会を築いていくため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、地域産業の発展に果たす中小企業・小規模企業の役割の重要性に鑑み、名護市の中小企業・小規模企業の振興に関して基本的な事項を定めることにより、その基盤強化と健全な発展を促進し、もって産業及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者・小規模企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号から第3号までに 該当するものであって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項各号に掲げるものの ほか、商工会、商店街振興組合及びこれらに準ずる団体で市長が特に認めるもののうち、市内に事務所又は事業 所を有するものをいう。
- (3) 大企業者 中小企業者・小規模企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 商店街 小売業、飲食業及びサービス業を営む店舗が集積している地域をいう。

(5) 商店会 商店街にあって、主として小売業又はサービス業を営む者で構成され、これらの事業者の事業の健全な発展及び商店街の振興に寄与することを目的として組織された団体をいう。

(基本方針)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、地域産業が栄え、かつ、活力のあるまちづくりを目標とし、中小企業者・小規模企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県その他の関係機関との連携を図り、協力を得ながら、市の地域特性に適した施策を、市、中小企業者・小規模企業者、中小企業団体、大企業者及び市民が協働して推進することを基本とする。

(基本的施策)

- 第4条 前条の基本方針に基づく基本的施策は、次のとおりとする。
- (1) 中小企業者・小規模企業者の経営の革新及び創業の促進を図ること。
- (2) 中小企業者・小規模企業者の経営基盤の強化を図ること。
- (3) 中小企業者・小規模企業者の資金調達の円滑化を図ること。
- (4) 中小企業者・小規模企業者の人材の確保と育成を図ること。
- (5) 商店街の振興を図ること。
- (6) 観光サービスの発展を図ること。
- (7) 地域資源の利活用による産業の発展及び創出を図ること。
- (8) 中小企業者・小規模企業者と農業、漁業その他の産業との連携促進を図ること。

(市の責務)

第5条 市は、前条の基本的施策を実施するに当たっては、市民の理解と協力を得ながら、国、県その他の関係機関との連携及び協力を図り、社会経済情勢の変化に対応した中小企業・小規模企業の振興に関する施策の策定その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者・小規模企業者の受注機会の増大に努めなければならない。

(中小企業者・小規模企業者の役割)

第6条 中小企業者・小規模企業者は、経済的社会的環境の変化に即応し、経営革新、経営基盤の強化、従業員の 福利の向上及び企業人材の育成に積極的に取り組むよう努めなければならない。

- 2 中小企業者・小規模企業者は、地域経済の振興を図るため、市内において生産され、製造又は加工される産品 (以下「市産品」という。)の利活用及び中小企業団体への加入に努めるものとする。
- 3 中小企業者・小規模企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を果たし、地域社会との調和を図ることにより、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(商店街で事業を営む者の役割)

第7条 商店街で事業を営む者は、商店街の振興を図るため、商店会への加入に努めるものとする。

2 商店街で事業を営む者は、商店会が商店街の振興に関する事業を実施するときは、応分の負担をすることにより、当該事業に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、大企業者と中小企業者・小規模企業者がともに地域社会の発展に欠くことができない重要な 役割を果たしていることを認識し、地域経済の振興に努めるものとする。

2 大企業者は、地域経済の振興を図るため、市産品の利活用及び中小企業団体への加入に努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第9条 中小企業団体は、中小企業者・小規模企業者の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、市が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、中小企業・小規模企業の振興が市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業者・小規模企業者の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、市産品及び市内で提供される商業サービスを利用するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業の振興に関する施策の公表)

第11条 市長は、毎年、中小企業・小規模企業の振興に関する主たる施策の実施状況を公表するものとする。

(意見の反映等)

第12条 市長は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の策定に当たっては、当該施策に中小企業者・小規模企業者その他の関係者の意見を反映させるため、中小企業者・小規模企業者その他の関係者に対し、当該施策に関する情報及び意見の交換の促進を図るための措置を講じなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<計画の推進体制>





名護市公認キャラクター 「名護親方(なぐうぇーかた)」

【問い合わせ先】

名護市役所 產業部 商工観光課 商工係

電話:0980-53-1212 (内線:348)